

公募型プロポーザル方式に係る手続開始について（公告）

新潟県立新発田病院DPC・診療材料等コンサルティング業務委託について、次のとおり提案書の提出を招請する。

平成24年4月17日

新潟県立新発田病院長 矢澤 良光

1 業務概要

(1) 業務名

新潟県立新発田病院DPC・診療材料等コンサルティング業務委託

(2) 実施場所

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院

(3) 提案に求める業務内容

新潟県立新発田病院をモデル病院として、DPC（Diagnosis Procedure Combination：診断群分類包括評価）病院としての改善点の提案及び診療材料費の低減を中心とした経営改善のための総合コンサルティングを実施する。

併せて、新潟県立病院全体の経営改善点の基礎データ等を提供する。

(4) 業務期間

契約締結の日から平成25年3月29日（金）まで

(5) その他

詳細は実施要領及び仕様書のとおりとする。

2 本プロポーザルへの参加資格

(1) 過去5年以内に400床以上の病床数を有する病院において同様の業務を受託した実績があること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 本プロポーザルに係る参加表明書を提出した日から提案書提出までの間において、新潟県知事から指名停止を受けた者（指名停止の期間の一部が属するものを含む。）でないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者

ウ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 提案者を選定するための基準

提案書の記載内容及びその付属書類に基づき、上記1(3)の業務を受託する者としての適格性、体制、費用見積等を評価して選定する。

なお、詳細は実施要領に定めるとおりとする。

4 手続等

(1) 担当部局

〒957-8588 新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話：0254-22-3121 内線2519

(2) 参加表明書の様式及び実施要領等の交付期間、交付場所及び交付方法

ア 交付期間

平成24年4月17日（火）から平成24年4月26日（木）まで

ただし、新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に掲げる日を除く各日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

イ 交付場所

上記4(1)に同じ

ウ 交付方法

交付場所において直接交付する。（郵送による交付は行わない。）

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

本プロポーザルに参加し、提案書を提出しようとする者は、実施要領に定めるところにより、必要資料を

添付した参加表明書を提出して、参加表明を行わなければならない。

- ア 提出期限
平成24年4月27日（金）午後5時まで
- イ 提出場所
上記4(1)に同じ。
- ウ 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(4) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限
平成24年5月7日（月）午後5時まで
- イ 提出場所
上記4(1)に同じ
- ウ 提出方法
持参すること。

5 審査及び結果の通知

(1) 審査

新潟県立新発田病院DPC・診療材料等コンサルティング業務に係るプロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が、提出された書類に基づき審査を行い、優れた提案を行った者を特定する。

(2) 失格

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

- ア 本公告及び実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者
- イ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、また書類に虚偽の記載をし、提出した者

(3) 結果の通知

審査結果は、参加表明を行ったすべての者に書面で通知する。

7 審査委員会

審査委員会の委員は、以下のとおり。

矢澤 良光	新潟県立新発田病院院長
堂前 洋一郎	新潟県立新発田病院副院長
藤沢 勇	新潟県立新発田病院事務長

8 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

上記4(1)に同じ

(5) 詳細は実施要領のとおりとする。